

開 議

○蒲生光男議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、4日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。追加議案は、議事日程第4号のとおり、一般議案1件、人事案件1件、議会案2件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長から委員会付託を省略し、全員による審議を図っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせの通り、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○蒲生光男議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議

事日程第4号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第48号 辺地に係る総合整備計画について外4件

○蒲生光男議長 日程第1、議案第48号 辺地に係る総合整備計画についてから日程第5、議案第51号 平成24年度長井市一般会計補正予算第1号までの5件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

我妻 昇総務常任委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。

平成24年第3回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案1件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、議会日程に従い、去る6月13日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め審査をいたしました。

それでは、議案第48号 辺地に係る総合整備計画について申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、市内の辺地の公共施設を整備するための財源確保として有利な制度を用いるために提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、あの地域では以前周辺の方々10世帯で地上デジタルに移行になる

際に共同でアンテナを建てていたが、4世帯にも引き込むこともできたのではないかと、どういう理由で新たなアンテナを建てるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、この4軒については少し離れていることもあり、その中心位置となる家庭まではケーブルの距離が相当あり、他の世帯がその分も負担しなければならないという事情もあつたり、その当時は自分たちで何とか見られるようにしたいということで、10世帯の組合に入ることは考えていなかったようであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第48号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 置賜総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を図るよう県に対して「意見書」の提出を求める請願書についてご説明申し上げます。

本請願は西庁舎の存続を求める置賜地区県民の会会長、菊地 清氏から提出されたものであります。本請願の趣旨とするところは、県は4月25日に県議会に総合支庁分庁舎の見直し案を説明しました。西庁舎の場合、税務課、農村整備課を来年度から廃止し、米沢市にある本庁舎に統合するものです。もともと西庁舎は地方事務所、建設事務所の廃止、総合支庁の設置に伴い地域振興を図るために設置されたものであり、6年前の森林整備課、建築住宅部門の廃止に続き西庁舎の機能が縮小されれば、将来的に県民相談、パスポート、建設、農業普及などの窓口廃止につながりかねない重大な問題である。長井市には西庁舎をはじめ、国の出先機関、銀行、企業の支店が集中し、西置賜の拠点としての歴史があり、西庁舎が機能縮小することは市町村と連携して地域振興を図るといふ県の方針に逆行するばかりか、地域経済・文化の衰退、過疎化に拍車をかけることになり、身近な県政として、県民に寄り添った温かな行政サービス確保の立場から、西庁舎を維持存続し機能強化を求

める意見書を議会として県に提出することを求めるというものであります。

質疑に入り、委員からは、4月25日の県の見直し案についてもう少し詳しい情報を行政として知り得ていたなら伺いたいとの質疑がなされ、企画調整課長からは、総合支庁としての専門性の向上や総合力を発揮するため、分庁舎、西庁舎の税務部門、農村整備部門を本庁舎総合支庁に集約し体制を強化することを県議会に示したとの答弁を受けたところであります。

また、紹介議員からは、ことしの1月に県議会との意見交換時に示された資料では、地域主権時代の県政運営指針を実現していくため、1、地域の課題解決に向けて機動的に対応できる現場機能のあり方、2、高い専門性を有する効果的な職員配置のあり方、3、各地区の実情やニーズに対応できる組織体制のあり方という三つの視点で見直しを行い、地域振興に係る重点施策を効果的、効率的に推進していくために体制を強化する。これにより分庁舎は減らすが、置賜の場合は米沢市はふやすと言っている。また、分庁舎では県民窓口、災害対応、県管理施設の維持管理、身近な河川、道路等、農業普及機能を維持するとともに、総合支庁が市町村の問題や課題解決の対応方法を検討するための情報収集や相談機能は担うとしている。また、現場主義の徹底ということで、本庁まで行かなくても問題、課題を解決できるような機能を総合支庁に与えたいという方向性が示されたと聞いているとの説明を受けたところであります。

また、委員からは、5月11日に県の地域振興課の方から説明があったと聞くが、防災の課題、西庁舎の長井市にとっての整備課題など県に対して申し上げた点があれば説明いただきたいとの質疑がなされ、企画調整課長からは、5月11日に県の総務部次長、行政改革課長等5名が長井市を訪問し、市長、副市長、総務課長、企画調整課長で話を承った。長井市の考え方として

は、米沢市一本では遠過ぎる。このたびの総合支庁見直しで西置賜、西村山、北村山はどんどん厳しい地域状況になり、県と地域が密接な関係をとっていきたいということからも、二つの課が米沢市に移行され強化されることによいですよとは言えない。また、危機管理上は西庁舎を強化してほしいとも市長から申し上げた。また、都市機能として国の機関が統合され米沢市に移り、西庁舎からの税務部門の動きに税務署も続くことも懸念されると話したとの説明を受けたところです。

また、委員からは、米沢市に偏っていると言われてきたが、長井市は西庁舎や西置賜の中心地ということで歴史的にも利便性があった。ただ、6年前に森林整備課が廃止になり、今度は税務課、農村整備課がなくなるということになると、西置賜の農業振興にも大きな影響がある。県内の総合支庁や西置賜各市町の動きなどを聞きたいとの質疑がなされ、紹介議員からは、県内には寒河江市、村山市、長井市と三つの分庁舎がある。今回はいわば国道13号から離れた裏通りの国道287号沿いにある三つの分庁舎から等しく税務、農村整備部門をなくす動きで、地域の農業振興への影響が出てくると心配されるとの説明を受けたところです。また、企画調整課長からは、農村整備については下九野本の整備もあり、これからの農業の維持管理、さらには新しい課題も西置賜には出てこようし、その機能は失いたくないと市長も言っておられるとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、税務課のことでは、例えば車の納税証明書の発行の面では税務課は便利であり、車検の際には整備業者はわざわざ米沢市まで行かないとできない状況になり、もう少し市民、業者の意見というものも市として把握すべきではないかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、西置賜税務課の納税証明書の発行件数、処理件数に照らし、西庁舎の税務課を総

合支庁に集約するにしても、県民生活の低下をできるだけ招かぬよう税務の窓口を設置し、コンビニ等での対象税目もふやしたいと考えているようであるとの説明を受けたところです。

討論に入り、委員からは、現状の中で西庁舎が縮小されることは我々住民としては生活上不便を来すことが考えられる。そういったものが克服されるようなライフラインの整備が進めばまた違ったものが出てこようが、現状では西庁舎は堅持していただきたく、請願には賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第48号 辺地に係る総合整備計画について及び日程第2、請願第4号 置賜総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を図るよう県に対して「意見書」の提出を求める請願書の2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第48号 辺地に係る総合整備計画についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第48号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、請願第4号 置賜総合支庁

西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を図るよう県に対して「意見書」の提出を求める請願書の1件について、総務委員長の報告は、採択であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信厚生常任委員長。

(大道寺 信厚生常任委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 平成24年第3回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月18日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第50号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、このたびの税制改正による扶養控除の見直しにより、所得控除が減少するために所得税課税等になり、医療に要する経費の負担増になる世帯が出てくる。このような世帯において、7月以降においても不利益が発生しないように条例を改正するもの

であるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第3、議案第50号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助産業・建設常任委員長。

(小関勝助産業・建設常任委員長登壇)

○小関勝助産業・建設常任委員長 平成24年第3回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件について、審査いたしました経過と結果について申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月15日、